2019.7.6

第15回日中公法学シンポジウム・島根大学大会のお知らせと参加のお誘い

日中公法学研究会理事会

島根大学シンポジウム実行委員会

 下記の要領にて、第15回日中公法学シンポジウムを島根大学にて開催します。総合テーマは「法の支配の実現の課題」とし、日中の法の支配の実現過程の検証を、日中公法学研究者の報告と討論によって行います。

これまでの日中公法学シンポジウムでは、日本側参加者は限られた範囲の方々に限定されていましたが、今回から広く憲法・行政法・中国法その他の研究者に参加を募りますので、関心をお持ちの研究者の方はぜひご参加ください。

1. 第15回日中公法学シンポジウム・島根大学大会

・日程: 2019年11月8日（土）9時～18時

・会場：島根県松江市　島根大学・大学会館

・総合テーマ：法の支配の実現の課題

・主催：島根大学シンポジウム実行委員会（責任者：永松正則）

　　　　日中公法学研究会理事会（幹事：戸波江二）

・後援：島根大学、島根・松江コンベンションビューロー

・連絡先： c-j-commission@list.waseda.jp

２．日中公法学シンポジウムの設立の経緯と活動

(1)日中公法学シンポジウムの設立の経緯

　「日中公法学シンポジウム」は、中国・山東大学が中心となって組織された日中公法学研究者による研究集会であり、2005年山東大学（中国）の第1回以来、原則として日本・中国の大学で交互に開催してきています。シンポジウムでは、日中の公法学（憲法・行政法）の主要問題について日中での議論を比較法の視点から討議しています。その目的は、日中公法学の研究交流によって日中憲法・行政法学の研究水準を高め、日中相互の公法学の課題について比較研究するとともに、日中公法学研究者の人的交流を促進し、もって日中の友好関係を維持発展させることにあります。

(2)これまでの開催歴は以下の通りです。

第1回 2005年10月29日 山東大学　　 第2回 2006年10月21日 山東大学

第3回 2007年10月27日 九州大学　　 第4回 2008年11月8日 中山大学(広州)

第5回 2009年12月26日 山東大学　　 第6回 2010年12月27日 早稲田大学

第7回 2011年10月28日 東南大学　　 第8回 2012年10月17日 中央大学

第9回 2013年11月29-30 華東政法大学 第10回 2014年8月4-5日 北海道大学

題11回 2015年10月23日 北京大学　 第12回 2016年11月5日　琉球大学

第13回 2017年6月17日 鄭州大学 第14回 2018年10月21日 中国社会科学院

３．島根大学シンポジウムの概要

(1)全公式日程

11月8日 15時～17時 日中シンポジウム企画会議（中国参加者有志＋理事のみ）

18時～20時　歓迎会（日本人できたら参加）

11月9日　 9時～18時 シンポジウム

 18時30分～20時30分 レセプション（日本人なるべく参加）

11月10日　エクスカーション（原則中国人のみ）

**・**中国人研究者は、基本的に8-11日の3泊4日の滞在になります。

・日本人参加者（島根県外）は、基本的に8-10日の2泊3日の滞在になります。

・シンポジウムは、11月9日9時－18時に開催されます。シンポジウムは乏しい予算の下で実施されるため、日本人参加者は参加費1000円（資料代）をお納めください。また、シンポ終了後のレセプションは中国人研究者との重要な交流の場ですので、ぜひご参加ください（会費4000円）。

・松江での宿泊については、参加者ご自身でホテルの予約をお願いいたしますが、なお今後の実行委員会での検討のすえ、中国人参加者と同じホテルなど、実行委員会においてホテルのご案内をすることもありますので、お含みおきください。

(2) シンポジウム（11月9日）プログラム

〇総合テーマ：法の支配の実現の課題

❶9時-9時30分 開会、挨拶

❷9時30分-12時 ｢法の支配と憲法｣

❸12時-13時 昼食

❹13時-15時30分 「法の支配と行政法」

❺15時30分-17時30分 憲法・行政法部会に別れて部会討論

❻17時30分-18時 総括討論・閉会

❼18時30分-20時30分 レセプション

(3) 総合テーマ｢法の支配の実現の課題｣は、憲法・行政法の指導原理である｢法の支配｣は中国でも重要な基本原理とされていますが、それが実際にさまざまの法実務において実現しているか、実現していないとするとどのような理由からか、どのように実現していくかなど、｢法の支配｣の原理の現実の法実務における実現の当否を検証するものです。ただし、中国の現状において政権の施策を正面から批判する議論は、中国人研究者にとっては発言がはばかられるとのことですので、この点にご留意いただければ幸いです。

(4) シンポジウムの進め方

シンポジウムでは、日中の報告者が個別テーマについて報告し、コメントと討論をする形式で進めます。報告は日中原語で行い、中国語不明の参加者は報告集の翻訳原稿を読みます。コメントと討論には通訳がつきます。

３．参加申込みについて

(1) 参加資格について

　本年11月8日開催の日中公法学島根大学シンポジウムの参加資格としては、基本的に日中公法学に関心をもつ研究者に広く参加を求めるものですが、中国側参加者はすべて中国で大学その他の研究機関に属する専任教員であり、シンポジウムでは日中の公法学について報告と討論を行い、もって日中の公法学の研究交流を図ることを目的としておりますので、一般的には以下の方々の参加が期待されます。

1. 日本の大学および研究機関で、憲法・行政法・中国法の研究に携わる専任の研究者
2. 同じく、他の民刑事法、国際法、法哲学等の他の法分野、国際政治、中国史等の分野の専任の研究者
3. ①②の研究分野において研究に携わる助手・大学院生
4. 日中公法学に関心をもつ法曹、とくに弁護士。

 (2) 参加申込みの手続

 島根大学シンポジウムへの参加をご希望の方は、別紙の参加申請容姿に所定の事項をご記入のうえ、8月20日までに、下記の理事会・実行委員会メーリングリストあてにお送りください。友人の公法学研究者の方とお誘い合わせのうえ、お申し込みください。

　　第1次締切り　2019年8月30日

　　第2次締切り　2019年9月30日

　　参加申込書送付先　日中公法学シンポジウム理事会・実行委員会

　　　　　　　　　　　c-j-commission@list.waseda.jp

(3) 日中公法学研究会および島根大学シンポジウムへのご案内

 この｢お誘い｣の文書で紹介しました日中公法学研究会およびシンポジウム、そして島根大会についてしては、日中公法学研究会ホームページ（現在開設準備中）においても閲覧することができます。ホームページは近日中に開設しますので、関心をお持ちになりそうなご友人の研究者の方々に紹介してくださるよう、お願いいたします。

(4) 参加者

（日本側）県外参加者30名、島根県内参加者20名（予定）

（中国側）中国からの参加予定60名は、いずれも中国憲法学会所属の研究者を中心に、大学等の研究機関に所属する研究者です。また、別に、日本で研究中の中国人大学院生10名ほどが通訳等で参加する予定です。

４．日中公法学研究会の設立に向けて

日中公法学シンポジウムには、日中公法学の研究交流に関心をお持ちの研究者の方々に参加していただきたいと考え、今回は広く一般に参加の呼びかけをしました。しかし、将来は日中公法学研究会を組織し、一方で会員の増加をめざしつつ、シンポジウムのご案内はまずは会員に行うことにしたいと考えています。

　来年の中国でのシンポジウム開催（四川大学が候補に挙がっています）にあたっては、参加者には会員になっていただこうと考えています。そして、来年以降のシンポジウムへの参加のためにも、日中公法学シンポジウムに関心をお持ちの研究者の皆様には、本年11月の島根大学シンポジウムにぜひご参加くださいますようお願い申し上げます。

第15回日中公法学シンポジウム参加申込書

A．第15回日中公法学シンポジウム島根大会に　（　　） 参加します。

 　　 （　　） 未決定です。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （　　） 参加しません。

B. 将来日中公法学研究会の会員に （　　）なりたいと思います。

　　　　　　　　　　　　　　　　　 （ ）未決定です。

 （　　）なるつもりはありません。

C. 来年以降もシンポジウムの案内を （　　）送ってください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　 （　　）必要ありません。

〇お名前

〇ご所属・地位

〇ご専門

〇連絡先郵便番号・住所

〇電話・ファックス

email

（島根シンポ参加の場合に）

〇報告のご希望　　a. 報告を希望する

 b. 報告者がいない場合には引き受けてもよい

 c. 報告については未定

 d. 報告できない

〇その他、ご希望、お問い合わせ等

〇送付先　日中公法学シンポジウム理事会・実行委員会

　　　　 　c-j-commission@list.waseda.jp